








議 長	局 長	次 長	主 査	スタッフ	合 議
			 	 	

会 派 交 渉 会 会 議 録

日 時	令和4年10月11日(火)	開 会	15時09分	会議時間
		閉 会	16時57分	00:43
場 所	第1委員会室			
出席者	小橋副議長、市川議員、川股議員、柏野議員、生本議員、武藤委員			
説明者		傍聴者数	0人	
事務局	議会事務局長、事務局次長、同主査	記者	0人	

会 派 交 渉 会 会 議 録

野 沢 議 長	皆さん大変お疲れ様です。 ただいまから会派交渉会を開会いたします。会派交渉会の進め方についてお諮りいたします。日程につきましては、お手元に配布の議案のとおり進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。
各 議 員	(「異議なし」の声あり)
野 沢 議 長	異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。それではこれより議題に入ります。 1、案件、議員提案条例(案)についての協議を行います。 まず1点目、前回も協議いただきましたが、自民党恵義会提案の恵庭市議会ハラスメント根絶条例(案)につきまして、確認事項がありましたので、それについて確認された内容についてご報告願います。
川 股 議 員	議長。
野 沢 議 長	はい、川股議員。
川 股 議 員	私の方から前回議論の中で確認すべきことについて法制に確認いたしましたので、その中で報告として2点をお話しさせていただきます。 まず一点は、前回の議論でございました7条の3、当該行動を行っているものに対し、現に慎むべき旨を指摘するよう努めるとともに、というところと、それから、目撃した内容を議長に報告しなければならないというところでした。
川 股 議 員	それぞれの考え方がありましたけども、議論の過程は別として法制にこの文言の条例の内容(案)について確認したところ、前段の現に慎む

べき旨を指摘するよう努めるとともに、ここについては努力義務ということで、その場合こういったことに遭遇したときに、その行為をやめてくださいと慎むように伝えるか伝えないかは努力する義務であるということ、行わなくてもいい、行ってもいいということのようです。

それから目撃した内容を議長に報告しなければならないというのは義務ですので、そのことを言っても言わなくても議長には報告しなければならないということに解されるということでありましたので、以前お示しました案文の通りでよろしいというのが、法制の見解でございました。あわせて法制のチェックを再度いただいたところ、第1条のこの条例は議員間または恵庭市職員というところに、この議員という名称の定義、恵庭市議会議員(以下、「議員」という。)、これを加えなければならないということで、これを加えさせていただきました。

私の方からは以上です。

野 沢 議 長

はい。それではただいまご説明いただきました確認された事項についての報告がありました。皆さんの方で特にないですか。

よろしいですか。

柏 野 議 員

議長

野 沢 議 長

柏野議員。

柏 野 議 員

前回、私が言ったのはそういうことではなくて、だから意味としては努力義務の規定と後段の義務の規定が同じ条文に入っているという、その表現方法についてどうなのかということをお聞きしていたのです。

ですから、意味合いとしては今おっしゃった通りなのは分かるのですが、ただそれが、なんていうのですかね、その前段が努力義務であって後段が義務規定であるっていうところで、皆さんがそういう内容を望まれているのかということを含めて、どうなのかなと思ったところなんですけど、ご説明としてはわかりました。

野 沢 議 長

それで、どうするのですか。何かそれについて聞いほしいということですか、皆さんに。

柏 野 議 員

私は前回も、この状態は望ましくないと思いました。

川 股 議 員

議長。

野 沢 議 長

はい、川股議員。

川 股 議 員

はい、私の言葉が足りなかったかもしれませんが、法制ではこの文言のままで問題ないという見解でありました。以上です。

野 沢 議 長

はい、柏野議員。

柏 野 議 員

ですから、私はこの条文の状態は望ましくないと思っているということをお伝えしただけなので、だから見解が違うだけなので別にそれは特に問題ないです。

野 沢 議 長

川股議員、何かありますか。

川 股 議 員	議長、はい、見解の相違なので駄目だと言っているとは、私は受け取れてはいません。
野 沢 議 長	よろしいですか、柏野議員。
柏 野 議 員	はい。
野 沢 議 長	他に何か皆さんから何かございますか。ないですか。それじゃこれについては一応そういうことで最終確認ということでよろしいですか。
	それでは前回確認していますけども、最終日において、全会派一致で出すということでよろしいでしょうか。はい。柏野議員。
柏 野 議 員	前回もお話ししている通りですけれども、上程されることについては、異議はございませんけれども、私達としては当然議場なり、できれば付託というふうに思っているのと、これからの審議の中でしっかりその質疑なりをしていきたいというふうに思っていますので、提案者としては、あの加わらないということを希望します。
野 沢 議 長	提案者にはならないということですか。議員提案ということになりますけど、いいですか、皆さん。川股議員、何かありますか。
川 股 議 員	はい。それでは議員提案と一緒に名前が書かれては困るという会派については申し出ください。
野 沢 議 長	はい。武藤議員。
武 藤 議 員	この内容自体が、悪いということではないんですけども。 私も、仮にもやはり条例をつくるということは非常に重いことですから、やはり委員会に付託して、そして皆さんで審議して。そしてその上で、つくった方が条例というものですから、まあいいのかなど。
野 沢 議 長	はい、それはもう先の話ですけど。今、議員提案になるか、ならないかという話なのですけど、それについては。
武 藤 議 員	ですから、この条例に反対ではないですが、共通の名前を連ねるということには、私どもはしないという。
野 沢 議 長	提案者にならないと、はい。 他の議員の方はどうですか。川股議員、どうですか。
川 股 議 員	他也聞いてください。
野 沢 議 長	今の2人のお話を聞いてどうですか。
川 股 議 員	そのような固い気持ちであればやむを得ないですけども、私としてはこういった社会悪になっているようなことは、1日でも早く条例を可決していただいて、抑止効果を高めるというのが、先進事例の九州、大阪の都市においても、条例が可決したことによって、大変皆様方が言葉遣い等も含めて行動が慎重そして丁寧になったというようなこともありますので、そういったことを含めて、できればこういったものは全会一致で出したいなと思っております。再度お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

野 沢 議 長
武 藤 議 員

はい、柏野議員と武藤議員どうですか。はい、武藤議員。
今、川股議員のおっしゃることは、よくわかっています。ただそういうことがあることによって、抑止効果というのは、それはもう間違いなく私もあると思っています。ただ、条例である以上は、やはりきちっと議論を尽くして、最終的に反対するわけではないのですよ。ただそういう手続きというものも非常に大切なものかと思っていますので、名前を連ねていきなりということには、私どもはならないということです。

野 沢 議 長
柏 野 議 員

柏野議員はどうですか。
はい、私どもとしては、今回その会派交渉会にまさに提案している条例案が市民参画を求めるといふ条例案です。これは基本的には行政に対して大きな政策の決定だとか、条例を定めるというときには、手続きとして、市民の意見を聞いてから決めていくということを求めています。こういったものを、まちづくり基本条例の理念に基づいて制定する以上は、私達議会にとっても同じような手続きというのが求められているというふうに考えておきまして、こういった条例を制定するというものですから、その審査の過程、提案をして議決をしていくという過程においては、必ずその市民の声を聞いていくという手続きが必要になると考えておりますので、そういった意味では、私はその上程してからそういった手続きを踏んで、議決をするというのが一番理想的だと思っておりますし、もし全体として一致をして出すということであれば、それを上程する前の段階で、手続きとして取っていく必要があると思っています。以上です。

野 沢 議 長
市 川 議 員

市川議員、どうでしょうか。
はい。前回、ちょっと話は戻りますが、それぞれ上程という部分は確認の中では、皆さんそれぞれ会派の方は了承済みと私は思っているところであります。ただ、今ご意見のあった提案の中に名前を抜かしてほしいという提案が、今、武藤議員の方から急遽ありました。
上程することに、ある程度よろしいですよと、あとは手法であります。ですから、基本的には提案者に、できれば名前を連ねてほしいと思っていますところでもあります。その後の手法を、これはどこに付託をしてどうするかということもありますが、私はですよ、議会として今、柏野議員からあった市民の声ということもありますが、もちろんこのハラスメントについては、なるべく早くというのは私の持論であります。そうした中では、やはり全員協議会ぐらいの中での意思統一で私はいいのかなと。付託ということになりますと、非常にまた時期的にも相当ずれていきますし、その辺のところを何とかご理解いただけないかなという2点であります。以上です。

野 沢 議 長

生本議員は。

生 本 議 員	清和会さんと同じです。
野 沢 議 長	基本的に賛成ですからね。副議長どうですか。
小 橋 副 議 長	はい。今、清和会の会長が言った通りだと思います。一旦皆さん上程に関して合意されているのに、ちょっとどうなのかなっていう気がしておりますということで、今一度考えていただければと思います。以上です。
野 沢 議 長	今、何て言いました。ちょっと聞こえなくて、大きい声で。
小 橋 副 議 長	今一度考えていただければ。
野 沢 議 長	提案者であること、提案者になることをもう一度考えてくれということですね。
小 橋 副 議 長	はい。
野 沢 議 長	はい、柏野議員。
柏 野 議 員	議決の時期が遅くなるというお話ではあるのですが、今回その第3回定例会が今週で閉会となりますが、11月下旬には第4回定例会が開会になるわけですから、例えば今のお話でいくと、その閉会中にきちんとそういった審査手続きをとっていけばですね、第4回定例会の初日に議決をするということも、十分日程的には可能なのかなというふうに思っています。そう考えますと1ヶ月ぐらいの期間が遅くなるわけですが、手続きとしてまちづくり基本条例に則った適正な手続きを取るということでいうと、私はその1ヶ月遅れたとしてもその方が望ましいというふうに考えています。
野 沢 議 長	はい、休憩します。
	<u>15時22分 休憩</u> 16時27分 再開
野 沢 議 長	休憩前に引き続き再開します。 それで今、様々な議論を休憩中にさせていただきました。 最終的な結論につきましては、今回の第3回定例会の最終日に提案上程はしないということになりました。 ただし、この条例(案)につきましては、市民との意見交換会にきちんと議題として出して、市民の皆さんの意見を聞くと、その上で市民との議論も含めて第4回定例会の初日に全会一致で即決、簡易採決で行うということについては皆さん合意をいたしました。 そういうような内容で柏野議員よろしいですね。
柏 野 議 員	はい、異議はありません。
野 沢 議 長	武藤議員よろしいですか。
武 藤 議 員	はい。

野 沢 議 長	<p>生本議員よろしいですね。 市川議員よろしいですか。 提案者の川股議員はどうですか。</p>
川 股 議 員	<p>異議ありません。</p>
野 沢 議 長	<p>副議長どうですか。</p>
小 橋 副 議 長	<p>異議なし。</p>
野 沢 議 長	<p>そういう形で皆さんで合意いたしましたので、きちっと信義は皆さん守っていただくよう、これお願いしたいと思います。</p> <p>この件については、そういう結論になりましたのでよろしくお願ひいたします。</p>
柏 野 議 員	<p>続きまして、市民と歩む会無党派ネットワークからの提案の、恵庭市民参画条例（素案）について協議したいと思います。本日は、前回皆さんの方でいろいろとご質問あった内容等を含めてご回答いただいて、その上でちょっと議論をしていただくという形になっていますので、まずはそれについて、柏野議員の方からご回答の方よろしくお願ひします。</p> <p>はい。前回いただいたご意見について、私の方でメモしていたものを改めて、このあいだ口頭でもご説明をさせていただいたのですけれども、加えて文書での回答を作成させていただきました。</p> <p>それが本日の会派交渉会のフォルダに入っておりますので、ご確認をいただければと思います。もし私の方で皆さんのご意見ご質問を受け止め間違えていましたら、改めてご指摘いただければ、修正させていただきます。</p> <p>それで前回お答えできなかったものが、10点ほどご意見いただいていたかと思うのですが。その中で⑤番のところですね。議長からご意見いただきました、まちづくり基本条例を前回検証したときの議論ではどういうふうになっていたかということでご質問いただきましたが、その場で回答できませんでしたので2ページ目をご覧くださいまして、⑤ということで記載をしておりますけれども、平成30年度に全8回の会議というのと、市民意見交換会を開催して、まちづくり基本条例の検証が行われていました。</p> <p>検証報告書というのは、こちらのリンクをクリックしていただくと見れますが、その市民参画、市民参加というところに関しては、第2回目、第3回目の中で条文としては第12条ですとか、第27条に関するところで、若干の意見が出ていたところです。</p> <p>それで、第5回のとかが重点テーマとして、市民参画というものがテーマに掲げられておりましたので、一つ目のテーマとして議論が深められていたところです。そこであった議論としては、平成27年に行政評価マニュアルの中に市民参加度チェックマニュアルというものが位置づ</p>

けをされたということで、それに基づいて毎年の検証を行っているという報告がされていまして。これ、検証が行われたのが平成30年ということで、マニュアルができて2年ぐらいということでしたので、それぞれチェックマニュアルに沿って、パブリックコメントやりましたよとかそういう手続きがされているという評価にとどまっております、現実的にはパブリックコメントがあってもなくても手続きとしてはそういう手続きを踏んだということで、チェックがされるわけですので、そのぐらいの検証としての議論にとどまっていたというふうに思います。

報告書全体を通して8回の議論というものも会議録をつぶさに読んだところではあるのですけれども、その市民参加が条例制定前と比べて進化したのかどうかということについては十分に読み取ることができませんでしたので、やはりこの条例策定から今10年が経つわけですから、そこについてもし不十分な点があるとなれば一定の前進というものを求めていくということは、この条例の制定に携わった議会としても必要なことなのかなというふうに思っております。5番目のその基本条例の検証については以上です。

あと最後のページ3ページ、4ページ目のところに、ちょっと簡単な図を作成させていただきました。まちづくり基本条例の中で位置づけることができないのかというご意見ご質問でございましたけれども。この図の右のページの方ですね。

あの、まちづくり基本条例は、あくまでその市民と議会と行政全てを包含する基本条例の理念というものがあって、その中で今回の市民参画推進条例は、主に市民と行政との関係について規定をするものなので、議会基本条例が全体を捉えていないように、そのまちづくり基本条例の改正として議会基本条例を作らないように、市民参画推進条例というものも、その下に位置づける条例として単独で設定をするのが望ましいのかなというのが私の見解であります。

他に何か皆さんの方でご質問ですとかご意見ですとかがありましたら、いただければ幸いです。以上です。

野 沢 議 長

はい。今柏野議員から前回の回答についてご説明がございました。書類としても出てますが、皆さんの方で何かございますか。

ありませんか。他はどうですか。

なければ皆さん会派に持ち帰って協議するってことでよろしいですか。

武藤議員どうですか。

武 藤 議 員

はい。私前回もちょっと厳しいことを言ったんですが。

登録制度、市民登録制度っていうものがね、ありますけれども。

これ要するに、議会モニターなんかのときと同じように、同じ方ばかりが登録されて、その中から選ぶとなるとこの審議会も同じようなメ

野 沢 議 長
柏 野 議 員

ンバーになるというか。行政の方もこういう審議会のとき、今現在も人を集めるのに大変苦労しているのが現状なんですよね。ですから、なかなか登録というのは難しいのではないかと。今までも相当苦労して集めてますから。そういうことで、難しいのではないかなというような気持ちがあります。それから市民参加推進会議は10人以内、2分の1以上は公募に応じた市民ということになっているのですが、公募に応じる市民を確保がするのに非常に苦労する中で、2分の1以上が公募に応じた市民となると、本当に限定された人になってしまうのではないかと、そういう懸念があります。

あと、「市民のひろば」もありましたね。とりあえずそんなところですか。はい柏野議員どうですか。

市民登録制度のイメージとしては、今回お出しをしました回答案の中の二つ目にも少し書かせていただいたんですけども、今、女性人材の登録制度というのを総務の方で設けて、審議会の中での女性登用率を高めようということで行っております。

どうしても、これまでもその審議会ごとに公募をかけて、広報えにわなどで行って来てはいるのですが、なかなか例えば2年の任期があっても、公募かかる時期がバラバラなものですから、そのときそのときに見落としてしまうと、その審議会に応募ができないという状況があるというふうに聞いていました。

私達もその市民の方々と意見交換をしている中で、この分野に興味があるんだけど、その公募っていつされるのかわからないというようなご意見があったので、そういった市民の方々のご希望に沿うためには、その登録制度というのがあれば時期を気にせず、逆にその公募がかかるときに行政から連絡が来るということで、その応募が今までよりも増えるのではないかとことを期待しています。同じような人が登録をされるということなのですが、逆の考えとして、いつも見てる方というのはどうしても限られるわけですので、幅広い方に登録をしていただくことができれば、同じような方には偏らないことができるはずで、もちろん今附属機関審議会に関しては条例要綱の中で同じ方が複数公募にならないようにということでは決めていますので、登録していただける方が増えれば増えるほど、同じ方に複数お願いをしなくて済むという状態を作ることができるものだと思います。10人が厳しいというのは確かに今の状況だと、その2人の公募枠を埋めることも難しい状況ですけども、実質的にこの市民参画が進んでいくときになれば、さらに多くの方に登録がいただけるものだと思いますので、こういった公募5人以上というものも満たしていくことが可能になってくるのかなというふうに考えています。以上です。

野 沢 議 長	武藤議員、よろしいですか。
武 藤 議 員	はい。
野 沢 議 長	はい、他ごございますか。よろしいですか。今回については、このことをしっかり受けて、各会派でまた協議していただきたいと、それで1回持ち帰るということによろしいですね。また、次回協議したいと思います。柏野議員、よろしいですね。
	はい、柏野議員。
柏 野 議 員	私どもとしまして、あの出来ましたら早めに次の議論の機会というのをいただけたらありがたいなと思っております、皆さん大変お忙しいとは思いますが、次いつぐらいにそういった機会を持っていたらいいかなというのを伺いたいのですが。
野 沢 議 長	いつ頃、ご希望ですか。
柏 野 議 員	可能であれば第4回定例会の上程に向けて急ぎ、議論を深めていけたらありがたいなと思っております。閉会中に議論したいなと。
野 沢 議 長	川股議員、どうですか。協議できますか、早く。
川 股 議 員	今日いただいたことについてどうするか。前回、うちの会派には、あの条例の分厚いのを示していますので、どこまでできるかわかりませんが、できる範囲のことはしたいと思っております。従ってあと1ヶ月ぐらいしかない中で、12月議会の第4定の初日に上程できるかまでは、このスケジュールでいけるかどうかについては、ちょっと今は確約できません。
野 沢 議 長	市川議員はどうですか。
市 川 議 員	中身を私どもは、ある程度協議しているわけではありますが、相当根本的なものが違います。その辺も踏まえて次回のときに、きちっと整理をしてお話をさせていただきたいと思っております。
野 沢 議 長	大体、目途はどれぐらいになります。かかりますか、時間は。会派の協議。
市 川 議 員	会派の協議ですね。ある程度はできるかなと思っておりますが、次の会派協議会の時期までをいつにするかということは、今柏野議員から第4回定例会の初日という話がありましたが、それは到底無理であります。
野 沢 議 長	はい。生本議員はどうですか。会派協議はまだ進んでいないですか。
生 本 議 員	はい。
野 沢 議 長	協議を少ししてからですか。
生 本 議 員	時間をいただきたいと思っております。
野 沢 議 長	武藤議員はどうですか。
武 藤 議 員	初日というのは分からないけれども、前向きには検討させていただきます。

野 沢 議 長	会派の協議はどうですか。できますか、すぐに。会派交渉会を開くにしても、各会派の協議がまとまっていなかったらできませんから。どうですかと。状況を聞いているのですが。
武 藤 議 員	方向性を出します。
野 沢 議 長	市川議員。
市 川 議 員	先ほどから議論がある通り、これは市民も含めた中の議論になってきます。そういうことを含めて考えるとね、柏野議員が言ってる市民全体の部分を、議会、もちろん市がありますから、ここの部分の議論をどう進めるかということを考えていただかなければ、そんな簡単に第4回定例会の初日に行うという話にはなりません。以上です。
野 沢 議 長	はい。副議長はどうですか。
小 橋 副 議 長	川股会派会長が言った通りで、うちの方はまだ議論ができていないので。
野 沢 議 長	副議長としては、そのどうですか。
小 橋 副 議 長	個人としても、いま市川会長が言った通り、これはボリュームも結構ありますので、そう簡単に第4回定例会という話にはならないかと思えます。先ほど言った市民の分、それから職員の分も入ってきてる。明記されていますので。そういうのを考えると、しっかりとこれは時間かけて進めていかないと、一語一語確認しながら行っていかねばいけませんので、ページも結構ありますので、ゆっくりかけて議論することになると思えますので、今言われた第4回定例会への上程は、ちょっと時期尚早ではないかをお願いします。
野 沢 議 長	どちらにしても議会の議論が熟成されないと、市民との意見の交換は入りませんから。議会でどう考えるのか考え方が出せないのと、とにかく議会の議論が熟成されてこういうものだ、方向性をきちんと議会で決めない限りは、次に進まないということであると思えますので、各会派できちんと協議していただいて、それで、次回また協議をしていきたいと思えますので、日程についてはそういうところを皆さんからのご意向をいただいて、こちらの方で決めていきたいと思えます。よろしいですか、柏野議員。
柏 野 議 員	先ほど来お話ししております、開かれた議論というところで言いますとぜひ、私どもとしてはしっかりと議論を尽くしていただければありがたいなと思っています。ただ現状、私どもで作成をした案というものは、市民に対しては一応説明はしているのですが、行政側ということという、個別にお示しをしている段階ではありませんので、私どもとしては例えば提案をさせていただいて、それを付託なりしていただく中でより掘り下げた議論をしていただくということは、ぜひお願いしたいと思っております。ただその前段階として、まずはその会派内

野 沢 議 長	<p>での議論を先にしていただけるということであれば、もちろんじっくりとその十分な審議、協議の時間は取っていただければと思っていますので、今の議長がお話された進め方で、異論はございません。</p>
野 沢 議 長	<p>はい。しっかり、まず議会での議論をしっかり熟成させて、その上できちっと質疑をするということをしなないと、議会は何考えているのですか。どうなんですかと言われても答えられませんので、今の段階では、そういうところをしっかりと踏まえた上で次に進みたいと思いますので、しっかりと会派内で協議していただきたいと思います。日程につきましては、こちらの方で追ってご連絡いたしますが、日程がこれからタイトになりますので。今回のように朝早くであったり、夕方であったりとかもあるかもしれませんが、その辺はご理解いただきたいと思います。</p>
野 沢 議 長	<p>この件につきまして、よろしいですか皆さん。はい、これについては終了いたします。</p>
野 沢 議 長	<p>続きまして、2、その他について協議いたしますが、急遽でありましたが、恵義会川股議員より決議案が提案されました。北朝鮮によるミサイル発射に断固抗議の決議案ということでありまして、これについて協議したいと思いますので、提案書を川股議員の方からよろしく願いいたします。</p>
川 股 議 員	<p>はい。それでは私の方からつい先日も弾道ミサイル北朝鮮から発射されて、Jアラートがなってもなく、太平洋側にも着水したと思われるような、大変青森と北海道の近くを通る危険な状況であったと思っております。また、数日前もICBMらしきものもまたあの発射されております。そのようなことから、緊急性があると判断しまして、北朝鮮に対するミサイル発射に断固抗議する決議案というものを提案させていただきました。文面については読んでいただければと思います。皆さんでご審議よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。</p>
野 沢 議 長	<p>川股議員の方から、急遽ですけどもご提案されました。そのような状況に、今なっている状況でありますので、緊急性を要するということだと思ひます。これについて協議をしたいと思ひます。武藤議員どうでしょうか。</p>
武 藤 議 員	<p>はい。この決議については、私も全く気持ちを同じにしていますので、これに賛成です。賛同します。</p>
野 沢 議 長	<p>はい、柏野議員は。</p>
柏 野 議 員	<p>あの抗議をするという意味については、私どもも同じ考えであります。しかしながら、どういった状況のときに決議を行って、どういった状況では決議を行わないのかという、何か基準みたいなものを、もしお持ちでしたら、提案者に確認をさせていただきたいなと思っています。</p>
野 沢 議 長	<p>川股議員、どうですか。</p>

川 股 議 員	はい、私としては、基準というのは自分では持ち合わせておりません。社会通念上、自分の感覚として、これは緊急性があると思いましたが、提案いたしました。思っていなければ提案していませんので、今回はそのように私が思いましたし、自分自身では基準というものもありません。恵庭市議会としても、こういったことに対しての基準というのは明確なものはないと思います。そのようにしか答弁できません。以上です。
野 沢 議 長	はい、柏野議員、どうですか。
柏 野 議 員	ですから、抗議をするというのは一つ大事なことだとは思いますが、同じような状況が発生したときに、この時は抗議をしたが、このときは抗議をしないという不整合が出てくるとどうなのかというのをちょっと心配しています。ですから、一定のこういうときにはするべきではないというようなものがあると、今後の判断をしていく上でもいいのではないかということは感じています。ですので、なかなか反対するものではないのですが、ちょっとそこが今現時点では何とも言い切れない部分があります。以上です。
野 沢 議 長	反対ではないけども、なんて言ったのですか。
柏 野 議 員	反対ではないけれども、すっきり賛同するとは、今の時点では言い切れない状況です。
野 沢 議 長	川股議員。
川 股 議 員	いつして、いつしないものなのかということですけども、議員が21人いて5会派あるわけですから、それぞれこういったことは提案できる議員の権能というのを持っていると思います。それぞれの議員が、あるいは会派が提案をしていただき、その都度上がった段階でこのように会派交渉会で決定していただければいいことなので、明確な基準を示せということであれば議会改革に諮って決めていくしか方法はないと思いますけども、それぞれ個人の意見を伺って不一致であるならば不一致ということで、会派交渉会の結論としては位置付けていただければいいと思います。
野 沢 議 長	市川議員は、どうですか。
市 川 議 員	基本的にはこれは行うべきと思っておりますし、ただ、今言われた基準というのはですね。いろいろな世界の情勢の中で、いろいろなものが変わってくる可能性もありますから、やはり基本的なものは議会の中で議論をして、そのときに決定すると、それが緊急性でもあるし、いろいろな意味で、こういうことになるのでなからうかと思っておりますので、まずは、私どもは賛成です。
野 沢 議 長	生本議員は。
生 本 議 員	決議案には賛成、賛同いたします。
野 沢 議 長	そうすると副議長はどう。副議長は賛成。

小橋副議長	同じく賛成でお願いします。
野沢議長	賛成ですね。ということは、5会派のうち4会派が賛同すると、一つは提案者ですから。しかし、柏野議員のところは賛同までは行かないのですか。
柏野議員	現時点ではちょっと判断できません。
野沢議長	判断できない。そうすると、これは基本的には最終日ですね。最終日に上程だそうです。最終日に上程するってことについて、皆さんどうですか。よろしいですか。柏野議員どうですか。
柏野議員	提案するという点については、反対しません。
野沢議長	最終日に上程するってことについては合意しました。そうしますと、提案者は全会一致にならないということですね。上程するけれども、柏野議員どうですか。あとの皆は賛同すると言っています。それによって扱いが変わってきます。
柏野議員	今見ての今の結論なので、なかなか中身を精査する時間ありませんので。
野沢議長	ギリギリ明日までです。明日の午後5時までですね、出すのは。
柏野議員	上程することについても、採決をするということについても、反対するものではありませんので。
野沢議長	では、いいですか。賛同者で。
柏野議員	賛同するかというところちょっと何とも。
野沢議長	ですから、さきほどから反対はしない、反対はしないというけれども、賛同者にならないとか、提案者にはならないとか言うだけですから。賛成するなら賛成するではっきり、しないならしないではっきり提案者にはならないけれども賛成する、賛成だとかなんかいろいろあると思うのですけど。その辺のところは、特に今の段階では言えないとのことですね。
柏野議員	そもそも、ですから文案も、今見ての話なのでこの書かれている文案一字一句が事実即してどうなのかとか、そういうことも確認できておりませんので。
野沢議長	明日、午前中までに返事をもらえますか。無理ですか。基本的には上程することにもうなっていますから、4会派までは提案者になります。あと柏野議員のところがあるかないかだけの違いで、それで全会一致で出す限り本当の限界になるかというところとこの違いだけだと、ただ事務局の手続きもありますから、午前中までには返事をくれればいいかと思ったのですが、反対しないということであれば、明確に反対だと言われると、どうもならないですけど。
柏野議員	いえ反対はしませんのでおまかせしたいところなのですが。緊急性の捉え方が多分違って、私はだから何でしょう、最終日までにこの決議案を出すということの緊急性をそこまで感じておりませんので。

野 沢 議 長 柏 野 議 員	<p>緊急ではないと。</p> <p>緊急ではないというか、提案したい会派があるのであれば提案していただいて、採決をしていただければいいと思うのですが、私どもとしては。今議題になっている決算の審議だとか、補正予算の審議の方が、より重要だと思っていますので、今この決議案を精査するための作業をするのであれば、むしろ補正予算をしっかりと確認していきたいと思っているということです。</p>
川 股 議 員 野 沢 議 長 川 股 議 員	<p>議長。</p> <p>川股議員、どうぞ。</p> <p>はい、わかりました。会派交渉会の中では不一致という扱いでいいと思います。この後どのようにするかについては、不一致ですから即決ではあげられませんので、議員提案で皆さんの同意を得て、この後出していくかどうかについては、最終日の前の日の議運の午後5時前までには、しっかりとそれぞれお話をさせていただいて、あげるあげないも含めて。明日ですね。緊急動議だと別ですけど。</p>
野 沢 議 長 川 股 議 員 野 沢 議 長	<p>まあ、それもあるかもしれませんが、事務手続き上はそれが最短だと思います。ここでの公式見解は、不一致でよろしいのではないですか。皆さんよろしいですか。決議案については、会派交渉会においては不一致ということで、あとは各会派各議員の考え方で対応していただくということでよろしいでしょうか。はい、よろしいですか。一応そういう形で今回結論付けました。その他、皆さんから何かございますか。</p>
各 議 員 野 沢 議 長	<p>(「なし」の声あり)</p> <p>それでは、長時間大変お疲れさまでした。以上で、会派交渉会終了いたします。</p>

(16時57分 終了)